

令和6年10月25日

定期監査結果に基づく措置について（公表）

令和6年5月22日付けで公表した令和5年度定期監査結果に基づき、大館市長から措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表します。

【令和5年度定期監査に関する措置状況(令和6年10月25日公表)】

所管課		留意指摘事項	措置内容	(所管課) 措置通知日
市長事務局	福祉課	(契約事務について) 工事随意契約の契約締結伺に月日不明の見積書が添付されているほか、仲裁合意書に公印が押印されていないものや検査調書の誤りも見受けられた。適正な事務処理をするとともに、決裁者においても十分に確認されたい。	改めて、契約書類の不備の再発防止に向けて、課内のチェック体制について確認し、適正な事務処理に努めるよう、課内に周知徹底した。	9月6日
		(契約事務について) 業務委託契約にかかる執行伺や契約締結伺が合議すべき課へ合議されていないもの、公印管守責任者等による公印使用印が押印されていないものが見受けられた。担当者のみならず、決裁者においても十分に確認されたい。	契約事務等に係る決裁規程に基づき、その順守と確認を怠ることのないよう課内全体に周知し、管理職における適正な公印管理についても徹底した。	9月6日
	健康課	(契約事務について) 業務委託契約にかかる契約書作成の遅れとともに、支出負担行為の遅れが散見されたため、適正な事務処理をされたい。	契約事務等に係る業務遅延の改善に向けて、契約行為等の進捗確認と速やかな契約締結に努めるよう、課内全体に指導徹底した。	9月6日
	観光課	(文書管理について) 施設の指定管理者から提出された月次及び年間事業報告書について、提出者の文書日付の記入漏れや、文書收受印が無く課内で供覧されていないものがあつたため、文書の收受処理を適正に行われたい。	令和5年度の当該書類を再度確認し、指摘に該当するものについては適正な処理を施した上で、令和6年度についても処理の漏れが無いよう留意し適正な事務手続きに努めている。	7月19日